

教育再生実行会議
第2回議事録

内閣官房教育再生実行会議担当室

第2回教育再生実行会議 議事次第

日 時：平成25年2月15日（金）15:20～16:46
場 所：首相官邸大会議室

1. 開 会

2. いじめ・体罰の問題に関する討議

3. 閉 会

○鎌田座長 定刻となりましたので、ただいまより、第2回「教育再生実行会議」を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、御多忙のところを御出席賜りまして、まことにありがとうございます。

最初に、安倍総理より一言御挨拶をいただきます。総理、よろしくお願いいたします。

○安倍内閣総理大臣 本日は、前回に引き続きまして、本会議の第1のテーマとして喫緊の課題であるいじめや体罰の問題について、御議論をいただきたいと思います。

いじめの問題は、人としての生き方・在り方にかかわる問題であると考えております。子どもたちの規範意識や豊かな人間性を育てていくために何が必要かとの視点で考え、道徳教育を充実していくことが大切であると考えています。

あわせて、いじめや体罰を許さない学校の体制を整備していくとともに、家庭・地域を含めて社会総がかりでこの問題に向き合っていくことが必要であると考えております。

教育再生は、今まさに「実行」の段階に入っております。ですから、この会議の名称も実行という名称になっているわけでありますが、今後、御議論を踏まえ、スピード感を持っていじめ対策等を充実するとともに、与党とも連携して法制化につなげていくなど、内閣を挙げて取り組んでいきたいと決意をいたしております。

ぜひとも皆様の経験や学識を生かし、闊達な御議論をいただきますように、よろしくお願いいたします。

(報道関係者退室)

○鎌田座長 それでは、議事に入ります。

前回は、委員の皆様から一通り御意見をいただきました。お手元の資料1は、前回いただいた御意見及び本日の会議に御提出いただいた意見について、いじめや体罰の問題に関するものを私と事務局で整理したものでございます。

資料1にまとめたとおり、前回いただいた御意見では、第1に、いじめ問題を考えるに当たっての根本的な課題として、人間教育、道徳教育をどうしていくのかという課題、第2には、法制化も含めたいじめの対処のあり方についての課題、第3に、いじめ問題とは別の問題ですが、体罰への対応についての課題に大別できるのではないかと思います。

そこで、本日は、本資料を参照していただきつつ、大きく3つに分け、まず第1に、心と体の調和のとれた人間の育成について15分ないし20分程度、次に、いじめの問題について30分ないし40分程度、3番目に、体罰の問題について10分程度、順番に御議論いただき、最後に全体を通した御意見をいただいて提言の取りまとめにつなげていきたいと考えております。

それでは、最初に資料1の1. 心と体の調和のとれた人間の育成、道徳教育について御意見を伺っていききたいと思います。まずは前回御欠席されました曾野委員に本日は御出席いただいておりますので、曾野委員から御発言をいただいた後に、皆様で議論してまいりたいと思います。

曾野委員、よろしくお願いいたします。

○曾野委員 小説家という大変偏った職業をやっておりますので、決して日本人の代表ではありませんが、私はもともと誰が教育をするかということを考えないとこの問題は無理だろうと思っております、教育というのは文科省がなさるのではなくて、先生がなさるのではなくて、誰がやるのかということについて今まで余り世間で論議されたことがありませんでした。

私がずっと前から、例えばパイのグラフにいたしますと、半分は小学校5～6年生から言えば当人だと考えております。私自身が小説家などという仕事に就く前の極めて私的な体験から出てまいりました。ですから、パイの半分は、幼児は別でございしますが、当人。残ったパイの半分のうちのさらに半分は、つまり4分の1は親、家庭でございします。ここにいらっしゃる教育者の方々には申しわけございませませんが、残ったパイの4分の1の半分が学校並びに教師の責任でございまして、その残ったさらに半分、それは私たちが属しております社会全体の責任と考えております。

ですから、当人が自分を教育するのだという意識を与えまないと、戦後の日本がそうございましたように、人権というのは要求することであって、受けるものである。こちらは与えるものではない。文句は全て政府か誰か学校に言う、そういうことではいけませんので、その辺のところも一度御議論の中に入れていただきと考えております。

○鎌田座長 ありがとうございます。

それでは、そのほか御意見のある方は挙手をお願いいたします。

加戸委員、どうぞ。

○加戸委員 道徳のことは昭和34年に道徳の時間が設けられて以来、五十何年間、何かあると道徳教育の充実と言われ続けて今日に至っています。

1つ申し上げたいのは、今から36年前、アメリカの州の教育委員長、教育長の使節団が日本に来て道徳の調査をしまして、日本の道徳教育は参考にならないと言いました。なぜかという、アメリカでは今、教育上、人を殺すな、マリファナを吸うな、妊娠するな、この3つを教育上どうやって子供たちに教えていくかということで悩んでいる。日本は6・3・3・4制のアメリカの制度を踏襲したけれども、いずれ日本も同じようになりまますよと言って帰っていきました。

事柄は違いますけれども、いじめによる自殺もある意味ではその延長線のことかなと思いますが、基本的に子供たちが何を得るかというのは、私の経験で言えば、修身の教科書の中におった感動する物語、人としての生きざまを身につけていったのではないのか。そういう意味で、戦前の修身に匹敵するものをやるべきではと思っております。

なお、参考までに、アメリカがレーガン大統領時代に「危機に立つ国家」で教育を立て直したときのベネット教育長官が退職された後、日本の修身の教科書を見習って、世界の寓話、童話、イソップ物語からワシントン、リンカーンの物語に至るまで、すばらしい道徳の本を出されまして、これが20年間で3,000万部売り上げています。こういうものが日

本の修身の教科書であったと私は思います。

以上です。

○鎌田座長 ほかに。

どうぞ。

○川合委員 2点だけでございます。

今、曾野先生からも御指摘がありましたように、生徒が自発的にモラル育成をするという自主性のポイント、これは非常に大事だと思います。

もう一点、我々は小さい国に入っておりますと、つい均一性を重んじる教育を今まで受けてきたように感じておりますけれども、多様な考え方、民族性だとか宗教も含めて、いろいろなものを理解して、その中で自分の立ち位置を見つけるということが非常に大事だと思います。これはグローバル化の社会の中でも非常に有効なポイントであると考えます。やはり自分と異なるものを受け入れて、それをどう取り扱うかということがいじめ等につながるポイントになるかと思えます。

以上です。

○鎌田座長 ほかに何か。

大竹委員、どうぞ。

○大竹委員 大竹でございます。

私、曾野委員が今おっしゃったことと非常に近い意見を述べさせていただきたいと存じます。子供たちの主体性と社会性なのですけれども、これを育むのが教育である。教育の目的というのはそこにあるのだと思っております。

したがって、自立性と協調性をいかに育むかということがすごく大事だと思うし、そのためには環境というか構造といいますか、そういったものを設定しなければならないと思っております。

先ほどもお話がありましたけれども、内発性といいますか、そういった動機づけというのが極めて必要だと思っておりますし、言いかえれば仕組みづくりと心づくりが必要だと申し上げたいと思います。

私は10年間、毎年夏休みを利用して高校生を集めて合宿させています。そこでわかったことは、気づきの場というものを与えなければならない、それを深めなければならない、それから伝えるという。多様な人がいること、一緒に生活していることをしっかり理解させる。そこに目を向けさせて、同じ人間としてどう楽しく快適に暮らすことができるかということをつくりとして基本に置くべきではないかと。これは体験を通じて申し上げているのですけれども、そういったことは実は当たり前のことなのですが、それが今できていないところに、曾野委員がおっしゃった部分も含めて、国全体が総がかりでやるべきであると申し上げておきたいと思えます。

以上です。

○鎌田座長 武田委員、どうぞ。

○武田委員 前回の会議の最後に、自己肯定感を高める必要があるという発言をさせていただいたのですが、これについて曾野委員の御発言にもすごく私自身賛同するところが多かったのですが、家庭での会話によって自分自身、アスリートとしての経験では、すごく自分を把握する力というのを身につけることができ、イコールそれが問題解決能力や自己肯定感につながるという会話を家庭内で大変してきました。

例えば自分自身、トップアスリートになればなるほど、自分が思うできるという気持ちと、他者が思うこの人はできるという能力のギャップがないという傾向があるのです。そこには注意点が必要ではあるかとは思いますが、例えばオリンピックに出ると決めたときに、自分が果たして出られる人間なのかどうか。根幹は、今、自分は何が足りて何が足りていないのか把握する力が最も必要になってきて、まずできていないことがわかれば次に何をすべきか、そういうことを家でお話ししてきました。ぜひ道德教育の中に家庭内でのコミュニケーションを長くとるということも入れ込みたいなと思いますし、自他とのギャップを埋めるような自分自身が自立をした当人の気づきというものをぜひ導きたいなと思います。

以上です。

○鎌田座長 それでは、順に河野委員、佐々木委員、そして尾崎委員、貝ノ瀬委員の順でお願いいたします。

○河野委員 ありがとうございます。児童生徒にとりまして、いじめの問題をはじめ、さまざまな生徒指導上の諸問題を抱えております。そういったものに対応するためには、やはり児童生徒の規範意識であるとか倫理観の育成という「心の教育」を充実させていくということが大事だろうと思います。

その意味で学校現場におきましては、教育活動全体を通じた道德教育を充実させる、あるいは強化させるといったことは大切だと思っておりますが、しかしながら、その要となっている「道德の時間」の実施につきましては、教員によって非常に差が見受けられるという指摘がなされております。こうした状況を是正していくために、国や教育委員会が道德教育の着実な実施に向けて、積極的に指導や助言を行う必要があるかと思っております。さらに、道德教育を充実・強化させるためには、全国の児童生徒に共通して身につけさせる内容を明確にするということが一番重要であり、最優先の課題ではないかと考えます。

以上です。

○鎌田座長 どうぞ。

○佐々木委員 佐々木でございます。

せんだって、いじめでの自殺が起こった大津市にお伺いし、ヒアリングさせていただきました。その中で、調査報告書をいただいて、読みまして、私がいっとびっくりしたことがあったのです。

どういうことかと言いますと、ここに書かれているのは、最初は、1学期は真面目で勉強ができる生徒も多く、成績も学年で上位のクラスだったのですが、消しゴムの飛

ばし合いが始まって、そこから授業中の立ち歩きとかが起こって、被害者と加害者も実はすごく仲のいい友達同志で、夏休みも一緒に花火を見に行ったり、お互いの家に泊まり合ったりとかそんな状況だったのですけれども、いじめの関係が起こり、自殺に至ってしまったということです。この話の中からも、特に未然防止という観点からいけば、クラスが乱れた時点で、教師が指導力を発揮することが、やはり重要だと思いました。

ですので、道徳教育に関しましても、テキストや教材を使ってするというのももちろん大事ですが、それ以上に、日常の指導や具体的な体験を通して生徒さんたちに考えてもらう、そういった指導や体験を通じた活動や学習が大事ではないのかなと思っております。

安倍総理が書かれた本『新しい国へ』の中で、ちょうど安倍総理御自身の体験として、ニューヨークに赴任されていた時、アメリカのある大手鉄鋼メーカーの製造現場ではあちこちに部品が転がっていて、雑然として、汚かった。でも日本ではそんなことは全くない、という内容がありましたが、学校の現場においても、整理整頓をして、整然とした雰囲気を作って、いじめやさまざまな問題が起こる前に、その予兆に気づくことができる、そんな指導力、そんなクラス運営が大切かと思えます。

以上です。

○鎌田座長 それでは、どうぞ。

○尾崎委員 高知におきましても道徳教育は強化しないといけないという思いで、平成22年ぐらいからその取り組みを始めようとしたのですが、そのときにはたと困ったのは、教員の指導力が十分であろうかという問題でありました。長らくこの道徳教育、必ずしも重点を置いて行われてこなかったという中で、十分道徳を教えることができるのだろうかと思う先生もいたというのも正直なところです。それをどう補っていくか。

どうやって、道徳教育を行っていく先生を教えられるような先生をつくるか。教員のリーダーとなるような存在をつくっていくようなシステムというのはぜひつくっておかないと実質的には回らないだろうというのが1つ。

もう一つは、教材が非常に大事だと思います。より実質的な内容を含み、かつ、できればその国のスタンダードプラス地域の独自性を織り込むことができ、例えば本県などだったら志の教育をするといったら坂本龍馬を論ずる必要があったりすると思うのですが、先生方の今までの一定の経験値の浅さというのを補うためにも教材は重要で、その教材はナショナルスタンダードプラス一定の地域性というのを織り込んだものであるべきだと思います。

3点目で恐縮なのですが、学校でどんなに道徳教育をしても、学校で教育された道徳が家庭で実現されていなければ、多分子供たちは本当の意味で身につけることはできないのだらうと思います。このような道徳教育をしていますということを、いわゆるPTAの皆さんといいますか、保護者の皆さんを巻き込んで行っていく。だから、子供に道徳が教えられているということを知った親が、むしろ緊張感を持つような仕組み、それはぜひ持つておくべきではないか。特に小学校低学年ぐらいのときに、保護者の皆さんを巻き込んでの道

徳教育の推進についての体制づくりは非常に重要ではないかなと思っております。

○鎌田座長 どうぞ。

○貝ノ瀬委員 貝ノ瀬でございます。

学校教育におきましては、道徳の指導の時間、道徳の時間というのがありますけれども、これは週に1単位、1コマです。ですから、週に1時間の中で、例えばいじめの問題などについて勝負しようということが果たして可能かどうかということになるのです。ですから、そこはもちろん大事な時間ではありますけれども、それ以外の学校生活、子供たちの学校生活全体の中で道徳教育が行われていかなければならないと思います。

ですから、そういう意味では、教科においても、さまざまな行事だとかそういう活動においても、意識的に道徳的な教育が行われるようなカリキュラムも必要になってくると思います。また同時に、地域の皆さん方が学校に大きくかかわってもらって、まさに先ほど総理がおっしゃった社会総ぐるみという形で、学校が開かれた学校として市民の感覚、市民の常識と学校の常識が一致するような学校のあり方も大事になってくると思います。

教師が、指導が1時間なら1時間、これを大事にして指導を効果的にするには、例えば副読本をどこの学校も使っていますが、同時に「心のノート」も使うということになりますと、この2つを同時に上手に、それを1時間の中で効果的には使うにはどうしたらいいかということについても、それは先生が考えることだということで突き放すのではなくて、具体的に支援をしていく必要があると思います。

以上です。

○鎌田座長 ありがとうございます。

○山内委員 私、途中で退室しますので申しわけございません。あわせて次の問題と含めまして申し上げたいと思います。

道徳というものが必要になるというのは、主として、いじめというものがばっこしているということから来ている。それだけではありませんが、それが主たる私たちの問題関心ではないかと思えます。

特に重要なことは、いつの時代にも通じる良識というものがあるわけで、これは古典から現代に至るまで、また、素材、媒体としましても書物から漫画やアニメーションに至るまで、いろいろな形で私たちは物を考えるものですから、あまり多くを語るよりも、まず私に関して言えば、とりあえずわかりやすい、そしてそこに収れんするという言葉を1つ考えるということも大事ではないかと思えます。

その1つの言葉をきちっと理解して、しかもそれがこれまでの委員がおっしゃったように、教師だけではなくて子供自身が教育をみずからする、あるいは親、保護者がさらにみずからを鍛え上げていくという、こういうあたりで共有することが大事だろうと。

私はその1つというものをもしあえて選ぶとすれば、やはり卑怯という言葉ではないかと思えます。卑怯という言葉を教え、学びながら、そしてそれは道徳だけではなくて国語としても、ほかに付随する歴史に関しても、物事について正面から取り組む勇気がないこ

と。あるいは悠然としておらず、そして正々堂々としていない。これは歴史から、国語あるいは道徳、全てのことに於いて大事なキーワードになるのではないかと思います。

私は必ずしも十分に漫画やアニメーションは承知していませんが、例えば子供たちの間で古い世代では人気のあった「仮面ライダー」などにしましても、そこにおいて2対1は卑怯だとか、3対1の構図がつくられたりすると卑怯であると。5対1などというような構図もあったかもしれません。

重要なことは、大人の世界におきましては、卑怯な行為というのはある意味では打算を伴うこともありますから、本人の自覚がある部分もありますが、しかし、卑怯というのは一般的に、それとわかる意識に基づいて自覚的に行われるとは必ずしも限りません。しかしながら、子供の世界においては、いじめというものが紛れもなく卑怯な行為の始まりとなるということは、私は紛れもない事実かなと思います。

つまり、そのいじめというものは、大人になっても社会共同体の関係においても、してはならない卑怯という行為がある。その始まりになるということについて、私たちは強い自覚を持つ必要がある。いじめをするのは強い人間1人だけではなくて、その取り巻きあるいはグループといったものが集団で弱者や表現力が乏しい者をいじめるというのは、紛れもない卑怯の第一歩であります。

非常に深刻なのは、気弱な性格あるいは内気な性格であるがゆえに、本人が卑怯な行為をしている、あるいは卑怯な行為に加担しているという自覚なしにある行為に加担する、これがいじめになっていくし、いじめに加担することになる。これが卑怯な行為に参加しているということなのだろうと思うのです。

最後に、私にとって大事なことは、こうした場合に、いじめる立場の強いそれなりの意思とか意識を持っている子供と違わせて、このグループや集団に加担していたのは、いじめる子がいじめられる、いじめられている子がいじめるというようなくるくる変わることにはありますが、厳しくいさめたり、あるいは指導するとますます萎縮する、かえって反発して集団行動に走って、一層卑怯な行動に走る恐れもあるというのがこの世界ではないかと思います。

そこで、こうしたことを観念的に卑怯論ということで述べるだけではなくて、私たちとしては、我々委員にかなり共通しておりますが、世界や日本の神話や歴史などに則して具体的に、あるいは文学や説話などに則して具体的に、そして偉人伝の中において偉人たちも苦しみ、かつ葛藤したような話などに依拠して、いじめというものがいかに卑怯なことか、そして卑怯という感じを私たちがそれで学びながら、卑怯とは何かについて豊富な語りをしていく。こうしたことも1つの大きな手がかりではないかと思っております。

以上です。

○鎌田座長 鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員 高等学校の立場からしますと、道徳教育というのはどういうふうに行われているか全然わかりませんでした。ここのところで近隣の学校の先生方とも話し合ったりし

ながらやってきたわけですが、実は、小学校、中学校では非常に優れた教材を使ってやろうとしている。ただ、やろうとしているのは、場合によっては個人の先生であったり、あとは校長先生であったりするわけで、やはりどこの現場でも、校長が教育委員会の指導のもとではっきりと方向を示さない限り、この道徳の時間というのはいいかげんな形で流れているということが実態です。

高等学校の立場ですけれども、高等学校において全く道徳につながるような授業というのが消滅していきます。全くない。これは一体どういうことなのだろうということですが、ちょうどそれと比例するような形で子供たちの心も、あれだけ無垢できれいだったはずの子供たちが、だんだん高学年になり、中学になり、そして高等学校に入っていくと、言ってみれば汚れていってしまう。それをどういう形で直すか。それが表題、項目にあります社会全体で取り組むのだと。では、社会全体で取り組んだときに、高校生を巻き込んでどういうふうな形で教育に取り組んでいくのか。心の教育に取り組んでいくのかということが私としても模索しているような状態で、そのとき隣の小学校の先生がこういうことをおっしゃっていた。先生、道徳の教育とは一体何ですかということを知ったわけなのです。そうしたら、これは心を耕す教育ですと。心を耕す教育と聞いたときに、私はまさしくそれが必要なのだと。美しい心を耕す教育に向けて高等学校の教育も、系統性を持ちながらやっていかなければならない。

もう一つ言えば、子供の心のだんだんダークになっていくところは、家庭の状況に非常に規定されてくる。いじめの問題とかいろんな暴力的な行為を行う問題でも言われることは、家庭環境に非常に影響された中で子供たちがそういうことに走る。そう言い切ることもできないわけですが、やはり家庭総がかりで、社会全体でというよりも家庭を巻き込んだ形で教育に取り組んでいかなければだめだということを知っています。

○鎌田座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○八木委員 一言だけ。道徳教育というのは戦後のずっとタブーだったわけですね。こういうことを言うとき必ず反対する人たちが出てくるということがあったわけです。

そのあらわれなのかもしれませんが、先日、ここの担当室の方々とお話をしているときに、文部科学省の中に道徳についてどういうことを教えるのかを考える組織はある、教育課程審議会がそうだといいました。しかし、どう教えていくのかということを考える組織はないのだということを知りました。つまり、これまでは個々の先生が自己流で教えてきた、あるいは名人、達人しか教えられないとか、人格者しか道徳教育ができないだとか、そういう状況があるわけです。

したがって、どういう先生でも教えることができるような、すなわち総がかりということになるかと思いますが、そういう指導法を開発する必要があるということと、座学の道徳の時間とともに、それを生徒指導に直結させていかなければいけない。ここはいじめとか体罰の問題にもつながるのだと思います。

以上です。

○鎌田座長 ありがとうございます。

時間の関係もございますので、次に資料1の2.から4.までのいじめの問題について、まとめて御議論いただきたいと思います。御意見のある方は挙手をお願いいたします。

蒲島委員、どうぞ。

○蒲島委員 私は熊本県で知事をやっていますので、知事という行政の担当者の観点から、お話しします。私も、幾つかいじめの問題、体罰への対応について政策を行ってきました。それで成功した部分について、国でも取り上げ、全国に広げてほしいという観点から、3点だけ提言したいと思います。

まず、熊本県で成功した例では、いじめ・不登校アドバイザーの制度を設けたことです。この中には、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、そのほかに教職員のOBによるアドバイザー、そして平成25年度から警察のOBの方を加え学校支援アドバイザーとして充実させていきます。

これはとても効果的でありました。ただ、国におかれましては、これらの専門スタッフを常勤化していません。今、標準法というのがありまして、その標準法を改正しないと新たな制度を創設することができない。そういう意味では、具体的な提言として、標準法の改正によるいじめ・不登校アドバイザーの常勤化を行ってほしいと思っています。

2つ目で、熊本県で取り組んで成功したと思うのは、県独自にネット上の学校の裏サイトの常時監視を行っていることです。それで生徒の問題行動があったときに早期に発見できるわけです。今はサイトがとてもポイントになっています。そういう意味では、これは各県レベルで行うのではなくて、全国的に実施するほうが効果的ではないだろうかと思います。そして、事業者に対しても、適切な運営を行わせるための法規制が必要ではないかと思っています。

3番目は体罰についてであります。学校教育法では、「体罰を加えることはできない」とされています。ところが、裁判の例などでは、「有形力の行使でも許容される場合がある」とされています。この裁判の結果と学校教育法の乖離、これが現場教育でとても混乱する要因となっています。このような状況を踏まえると、社会全体として絶対体罰をしてはいけないという認識を共有化しなければいけない。体罰が、「愛のムチ」ではないかという気持ちがまだ社会には残っているのではないかなと思っています。

そういう意味では、学校、保護者、児童生徒を含めた全員参加の話し合いの中で基準を決めていくようなシステムが必要ではないかと思っています。

以上、3点です。

○鎌田座長 ありがとうございます。

貝ノ瀬委員、どうぞ。

○貝ノ瀬委員 いじめの問題ですけれども、前回も申し上げましたけれども、いじめは早期発見が大事だと思います。ですから、そういう意味では、学校にも発見が通報されるよ

うな学校の中での仕組み、いわゆる首長部局でも教育委員会でもいいですけども、第三者的な組織として、そこで相談が受けられる、また場合によっては調査、指導もできるといふものが必要だと思います。

特に第三者機関的なものだけに限ってしまいますと、教師の当事者意識というのが薄れてしまいますので、外でやってくれとなってしまいますので、これは子供たちがいじめについてはよくわかっているわけですので、子供たちから通報を受けて学校の中でも調査ができるような仕組みをつくっていく必要があると思います。

また同時に、開かれた学校づくり、これは先ほどもちょっと申し上げましたけれども、学校が教師と子供たちだけの世界にしまわれない、シークレットガーデンにしないで、多くの大人たちの目が注がれて、その学校の運営に大人の人たちもかかわる、地域の人たちもかかわるといふコミュニティースクール。これは平成16年に地教行法の改正があったわけですが、地教行法が平成16年にできたときは自民党政権のときでございまして、そういうものが実際にあるわけですので、ぜひ十分に活用していくということが大事だろうと思っています。

また、児童会、生徒会などで子供たちが主体的にいじめについてしっかりと話し合っ、そして決別宣言のようなアピールを出していくということも主体的に行われるようなことが望ましいと思います。

同時に、出席停止なども法的には認められているわけですが、でも現実にほとんどできません。それはなぜかと言いますと、出席を停止した子供については相当なケアをしなければいけないということになりますので、それに対応できるような教員が必要になっていきます。ですから、そういうことが一定程度可能なように、対応できるような教員の増員、そしてきめ細かな指導がなされるような、そういった意味で学級の定数の改善を図っていくということが望まれることだと思います。

ですから、教員の増員とか、スクールカウンセラー、ソーシャルワーカーの増員なども含めて、学校の指導体制をさらに充実していくということが望まれると思っています。

以上でございます。

○鎌田座長 佃副座長、どうぞ。

○佃副座長 私もすぐに実行に移せるような具体的な提案を2～3つ、したいと思います。

今、貝ノ瀬委員からも御提案がありましたように、非常に緊急にやらなければいけないことが多いのではないかと思います。ちょうど大津市立中学校に関する具体的な調査報告書が出ていますので、これをベースに提案させていただきたいと思うのです。

1つは、現場の第一線の先生に、より大きな権限を与えるような法的な措置が必要なのではないか。これは後から少しつけ加えたいと思います。

2つ目は、教育委員会はいじめに対する経験とか知識とか対応能力あるいはノウハウというような、いわゆるそういうのを蓄積したプロセスオーナーとして第一線の先生方をサポートする。そういう機能を有して責任を果たしていくのだという組織であると位置づけ

ることが必要だろうと思います。

大津の報告書を見まして、私がまず感じましたことは、いろいろ提言が書いてあるのですが、先生の責任感の欠如というのを読んでいてショックを受けたのです。体調不良を理由にヒアリングに応じない。こういうことは絶対にやってはいけないことだと思うのです。この責任感の欠如という理由が、そこまで個人の責任をこの調査報告書ではごりごり詰めていないものですから、なぜ責任感の欠如が起こったのか、そこまで迫っていないのが非常に残念なのですけれども、私が想像するに1～2つ理由があって、先ほどもおっしゃいましたが、家庭への勧告の権限だとか、登校停止をめぐる権限だとか、こういう権限、強権力のない状態で自分に一体何ができるのかという無力感が1つの理由なのかなという気がしまして、もう少しいろいろなことができる権限を現場の第一線の先生に与えることが必要なのではないか。

もう一つの理由として考えられるのが、先生方に先ほど言いました知識、経験、能力、ノウハウを全て完備しろと、いっぱいいろいろな経験を全て勉強しておけというのは無理な話ですので、これを集める組織だとか、いわゆるプロセスオーナーというものが必ず必要なのだろうと。それを教育委員会が持って第一線の先生をサポートする、そういう体制を必ずとっているのだということを先生方に示せば、先生方の責任感ということも高まってくるのではないかと。今、非常に無力感にさいなまれて、それが責任感の欠如というものに結びついているのではなかろうかという感じがこの報告書にありました。

長くなって済みません。さらにもう一つ提言させていただくとすれば、大津の報告書に記載してありますように、心ないマスコミの好奇の目から関係者を守る。この法的措置というのが必要なのではないかと思います。ストーカー防止法みたいなものをマスコミに対してもかける、近づくなという強権が必要なのではなかろうか。テレビがかぎ回っているのは、まことに見るに忍びない。あれでは先ほどの矜持を持った対応というのはできないであろうという気がいたします。

以上でございます。

○鎌田座長 ありがとうございます。

それでは、曾野委員、どうぞ。

○曾野委員 いじめというのは定義ができないと思います。何をもっていじめるか。ある人がじっと見たからあれはいじめられたのだということが出来るわけでございますから、いじめは定義ができない。このような雑然としたことを頭に入れてお考えになっていただけたらと、いじめられる側としては思うのです。

そして、子供はおきれいごとというのは、実は私は嫌いでございます、戦後一番困っているのは、みんないい子ということ。みんないい子ではありません、みんな悪い子なのです。ただし、その中にいい面もあったのです。そのような嘘みみたいな言い方が通ってまいりますと、それを納得しなくなるだろうと思います。

ですから、まず第一に、いじめというのは面白いということを御承認いただきたい。い

じめは、初めは面白いのです。しかし、そのうちに、だんだんいじめるということは醜いことだ、自分がいじめられたらつらいことだという客観性を持つに至ります。ですから、いじめはつらくて悪いことだと初めから言われると、私はみんなそんな偉い人なのかなと思うだろうと思います。

さらに、今、体罰と暴力の話が出ているのだろうと思いますが、体罰と暴力はともに言語的表現の貧しさの結果でございます。これは相手をやっつけたいなら舌戦で罵倒したりするのが一番よろしいのでございます。これは今の学校教育が作文教育におそろしく力を入れていない、そして読書力がない、本も読まない、そういうことだろうと思います。

ですから、長い時間がかかるとは思いますけれども、表現力を同時に強めるということをお考えいただきませんかこのことは解決しないと思うので、その辺もお願いします。

○鎌田座長 それでは、尾崎委員、八木委員、佐々木委員の順でお願いします。

○尾崎委員 正直なところ、いじめというのはできるだけ学校現場で認知されないようになっている、そういうバイアスがかかっているのではないかと思います。私は前回非常にショックだったのですけれども、1回目の資料で配られたいじめの認知件数のグラフです。ずっと何か事があると認知がどんとされるのですけれども、すぐされなくなる。また自殺とか不幸なことが起こると一挙に認知されてまたされなくなる。そして、また何かあると認知されてされなくなる。今回も調べたら、たくさん出てきました。これを繰り返してきている。

この繰り返してきていること、逆に言うとどういうことかという、いじめがいかに認知されにくい。されないようにしようとする、しないようにしようとするというバイアスがかかっているのではないか。なぜされないのか原因を突き詰めて考えないと、本当の意味での解決策というのは提示できないのではないかと思います。

あくまで類推ですけれども、いじめが発生したことが、例えば教員の人事評価に影響するのかもしれませんが。であれば、その評価を変えないといけないだろうと思います。もう一つ、いじめの解決をしていくために、とてつもなくエネルギーがかかる。やはり忙しすぎて、とてもではないけれども、対処できない、これぐらいだったら放っておこうと思ってしまうのではないかと思います。

そういうときに増員ということも考えられるでしょうが、もう一つ考えられると思っ
ていますのは、特に高知県みたいに小自治体が多いところ、小さい自治体が多いところにおいて必要なことは、先ほど佃副座長もおっしゃられましたけれども、県教委とか、そういう組織が機動的にバックアップできる体制というのをしっかり組織として持つておくとか、そういうことによって、積極的に認知しても誰かが助けてくれると先生のほうでも思ってもらって認知しやすくする、それも非常に大事なのではないかなと思います。

もう一つなのですが、学校で幾らよい子にしている、校門を出た瞬間、またいじめに走ることが出てくるのかもしれない。これは学校の先生ではなかなか手に負えないというところが出てくるのだろうと思います。いじめの問題について、一定の範囲、対象

というのが限定できるのだとすれば、地元の民生委員さんとか児童委員さんとか、しっかりネットワークを組んで、一緒になって放課後のことについてもケアできる体制をつくっていかないといけないのではないかと。

むしろ先生にいじめを注意してもらったいじめられている子、学校の中ではいいかもしれませんが、学校を出たときどうなるか。むしろ仕返しされるのではないかとあって怖がったりするのもかもしれません。学校の外に出ても、そのケアが及んでいく体制をつくっておかないと、本当の意味でのいじめ対策にならないのではないかなど。これを私は各学校と民生委員さん、児童委員さんとか、そういう方々とのネットワークでもって一定の事案について対処するような仕組みを一定のネットワーク、そういう仕組みをつくっておくということが大事なのではないかと思います。

○鎌田座長 どうぞ。

○八木委員 いじめは昔からあるという話もあるのですけれども、今日のような陰湿ないじめや、誰もがいじめられたりいじめるといふ、誰もがその主体や客体となるようないじめというのは先進国共通の社会的病理だという指摘があります。1970年代に北欧あたりでそれが認知されて、その後、アメリカ、日本という形で来ているわけです。ですから、これは日本特殊の問題ではないということです。そして、アメリカの例なのですけれども、アメリカはホワイトハウスにいじめ防止のための会議を設置して、大統領みずから音頭を取っています。

それに第一次安倍内閣のときの教育再生会議で既に御提言とか報告書が出されているわけですけれども、しかし、その後もいじめがなくなるというのは、それはある意味政治の不作為であって、第一次安倍内閣のときに打ち出した方針がしっかりフォローされていないということの意味するのだらうと思います。そこで、国としていじめを許さないという宣言、アピールを出すべきだということです。

文部科学省の中にいじめ対策をうたった、そういう特別のセクションを置いて、しっかり国を挙げて取り組んでいくということが必要です。さらに自民党でもいじめ対策の法整備がなされようとしておりますけれども、それをやるに当たっては、犯罪といじめをしっかりと区別して、犯罪については警察と連携することを躊躇せず、または犯罪と区別されるいじめについては、しっかり類型化をして、例えば体罰と混同されるようなことがあってはならないと思います。このあたりの早期の法整備が必要ですが、しかし、丁寧に行うことが必要だと思えます。

○鎌田座長 佐々木委員、どうぞ。

○佐々木委員 大津市で色々とお話を聞かせていただいて、調査報告書にはないことで感じたことを3つ言いますと、まず1つは、第三者調査委員会の権限を強化すべきではないでしょうかということです。実際に加害者と言われる方からヒアリングを拒否されているということがあったようですので、警察のレベルとまではいかないですが、ある一定の強制権は要るのではないだらうかとも感じました。

また、加害者の保護者の責任についても、私は法律のプロではありませんが、未成年者、14歳という微妙な年齢だと思うのですが要るのではなかろうかとも思いました。また、自殺に至るまでずっと見逃してきたわけですから、学校の責任についても、きっちりと果たすべきものがあるのではなかろうかとも思いました。

以上です。

○鎌田座長 鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員 いじめは将来的にも発生し続けるのだらうというのが私の持論です。現に私の学校でも、非常に安定した学校ではあったと思うのですがけれども、やはりいじめはある。昨年もしじめらしいものがあつたときに、その1つを解決しただけでこれだけの枚数が必要な資料ができてくる。結果的に見たときに、この子は何だったのかといったときにいろいろ考えていってみて、専門委員にも入ってもらったら統合失調症だったと。統合失調症の場合、放置しておくともみんなが敵ですから、あるとき突然刃物を持って、被害者として襲いかかるようなこともあるので、いじめの問題についてはかなり専門的な医師を含めた対応をしないとだめだと。

あと教員がどれだけこれを察知して対応できるかということ、私は今の教師の一般的な能力では非常に難しい。本当に難しい。これを教頭、副校長が支え、主幹が支え、さらに校長が叱咤激励して、ようやく恐る恐る進んでいく。ただし、相手の後ろには双方の保護者も絡んでくるわけですから、とてもではないけれども、教科をやり、生活指導をやり、クラブをやった上にやることは非常に難しい。

どういうふうに解決するかといったときに、私はここでこの項目は法律の制定というところがあったと思うのですけれども、しっかりと検討されて、いじめを見逃してしまったり放置したり、少なくとも必要な対応を取らなかつたり、まずそういった学校に対して法の規制をかけるということは大切かなと思うのです。これまでは何かが起こって終わりということだったのですけれども、私は心から、こういうふうな法的な措置はしっかり考えて取り組んでいただいたほうが、むしろやりやすい。学校の中から生徒を指導していじめを防止する方法にも進んでいくかなと、乱暴ですけれども、そういうふうと考えております。

○鎌田座長 加戸委員、どうぞ。

○加戸委員 いじめ問題での例えば心理的な抑止力という観点から見たとき、私は子供たちのころ、何が親から、あるいは大人から言われて響いたかということ、1つはおてんとうさまが見ているよと、ましてこんな言葉を今使っても通用しない。もう一つは、お巡りさんと呼ぶよ、あるいはお巡りさんに捕まるよというのが私たちにとって、いたずらっ子にとっては恐怖でした。そういう意味の心理的抑止力を考えたときに、今、例えばいじめ対策をするならば、学校で教員が疑わしいと思っても、疑わしきは罰せずではなくて、疑わしきは警察に通報するということを義務づけて、そのことが結局、お巡りさんが出てくることで、あつというブレーキに相当役立つのではないかと。私は今の当面の対処法は、それ

ではないのかという感じがします。

先ほど卑怯という言葉を書きました。すばらしい。私たちの子供のころは、卑怯というのは一番言われたくない言葉。同じように、嘘つきも泥棒も。そういった中で並列的にはお巡りさんというのは非常に心理的にブレーキ役を果たしたと思います。

○鎌田座長 河野委員、次に武田委員、お願いします。

○河野委員 ありがとうございます。いじめ対策の法制化についてですが、いじめの定義の中に、体罰を含めるという話も報道等で聞いておりますけれども、いじめの問題と体罰については分けて考えるべきだろうと思います。

いじめの定義は、現行では、いじめられた側の受けとめ方によって、いじめであるとかそうではないという判断がなされます。したがって、児童生徒の問題行動に対して教職員が正当と思える毅然とした指導を行っても、その児童生徒によってはいじめと受け止められる可能性があるのではないかと思います。

現在、学校現場において教職員の指導に対して、いじめだとか暴力だとか体罰だと、素直に聞き入れない児童生徒も出ているという話もあり、非常に指導が困難な状況となっております。こうしたことがあると、教職員が積極的に指導にかかわれない、消極性が出てくるということが懸念されます。

教職員の指導においては、毅然とした態度で積極的な指導を行えるように、有形力の行使も含めて、何が体罰でそうではないのかというガイドラインを明確にして、そのことを児童や保護者、地域に対して周知を図ることで教職員が正常に職務を遂行できるということにつながるのではないかと考えます。

○鎌田座長 武田委員、どうぞ。

○武田委員 まず1点目なのですが、大津市のいじめの問題の提出された資料を見たのですけれども、とにかく私自身が、尾崎委員もおっしゃっていましたように、隠ぺいをしてしまう心理を全て洗い直して取り除くということが必要ではないかと思います。いじめは早期発見が一番の鍵を握ると思いますので、学校側がどうしても報告を上げにくいという心理をとにかく取り除くということをまず進めるべきだと思います。

あと、2点目は、私自身も教員の増員をすべきではないかと思いました。1対40人とかで、私自身の後輩がつい先日、教師を目指して研修に行きましたが、そのときに1つのクラスを担当していた中で1日に20本の電話が保護者から入る。そして、授業が終わって休み時間になると、全て先生がその電話の対応に回って、生徒の顔を何分見ているのか、絶対に生徒の顔の表情のくもりがちなところとかは見過ごしてしまうかと思います。

私自身、家庭でのコミュニケーションということを書き先ほどから言っておりましたけれども、私自身もいじめを早期に発見してもらったのが親だったので、例えば私は先輩にキモイとか通っただけで言われることがあって、自分自身はなぜそれが起こったのかわからなかったのですが、それを思春期だったので母には言いたくなかったのですけれども、見抜く目線がありました。ずっと見てくれていたからだと思います。

それをまず話しやすいように話しかけてきてくれて、そしてすぐ母が表に出るのではなくて、学校に行くのはあなただから、あなたがやりなさいと、相手方の心理状況をしっかりと分析して、まずこう言いなさい、ああ言いなさいと、電話をかけるのは怖かったのですけれども、電話をかけるまでちゃんとやりました。母の前で毅然とした態度で相手に物を言うということを練習してから電話をかけたのです。そうしたら、母が驚くほど想定していたとおりの反応が次の日に返ってきたのです。ごめんなさいと相手が言ってきました。

教師ももちろんそうなのですけれども、大人がぜひ責任を持って最後までそのことの解決がどうなったかというところまで見届けるということが必要ではないかと思います。

○鎌田座長 遠藤議員、どうぞ。

○遠藤衆議院議員 今、法整備の話がありましたので、自民党として取り組んでいる現況だけ先に報告させていただきます。

去年の暮れに教育再生実行本部として馳座長のもとで取りまとめいたしました。それは先日の会合で皆さんにお示ししてあります。今のところ、まだ試案の段階で、これをこれから党の中で議論させていただきます。ですから、ここで皆さんからいただいたいろんな御意見を、最後に取りまとめられると思いますから、それをいただいた上で、党としても議論をまとめていきたい。同時に、きょうは富田先生がいらっしゃいますが、公明党あるいは各党にも話をして、できれば超党派での提出になれば一番いいと思っておりますので、議員立法で持っていきたいと思っております。

そこで、先ほどらい、いろんな御意見があったのですが、私は先週予算委員会で質問させていただいたときに、曾野先生の『週刊現代』の記事を、引用させていただきました。これはいじめというのは、いつの時代もなくなりませんし、むしろどうやったらいじめに負けない子供をつくっていくか。子供というのはそれぞれの能力があって、社会の中でどんな場所にか自分の生きる位置が本当はあるのだろうと。それが日本の戦後の教育が輪切りになってしまっ、先ほど川合委員から話がありましたように単線型になってしまっ、成長も能力も違うのに全く同じスピードで授業をしてしまっ、そしてある時期に来てあなたはもうだめよという形になってしまっしてる。

ですから、どうやって複線型の形に、いわゆる個人の能力やスピードを生かした一人一人の立つ位置、社会に出たときに自分の位置があるよという能力や、個人の個性を生かした教育をつくっていくか。そういう意味でも6・3・3・4制の見直しを考えているのですが、そうしなければならないなと思っております。

減点法式を何とか加点方式にできないか。あなたはだめよだめよと言われたらみんな嫌になるのは当たり前で、あなたはこういう特徴があってプラスですよと、そういうふうな教育の仕組みをどこかで考えていけないかと思っております。

2つ目は、リーダーが必要だと思っております。先生の中にも必要ですが、昔のガキ大将、ガキ大将が全ていいとは言いませんけれども、やはりお互いにチームがあって、あいつはみんなのまとめ役だよねと、では、あいつの言うことは、少々無理があっても聞こうと、

そういうお互い暗黙の了解が、我々が子供のときはあったような気がします。

しかし、今、結果の平等を求めすぎたため、みんな平等なのにあいつがなんでだと言って、むしろまとめ役の人がまたいじめられる。ですから、やはり学校の中で結果の平等だけではなくて、そうしたリーダーとしての教育が必要なのではないかなという思いがします。

3点目は、この前の大津の事件でもそうでしたが、今話がありましたように、校長や先生の顔が見えない。私も幾つかいじめのある学校で、荒れた学校に行ったことがあるのですが、校長先生が変わると1～2年で元に戻るといいますか、しっかりしてくるのです。そして、また変わると荒れてきたりする。そういう意味では、校長や先生の能力向上をどういうふうにしていくか。もう少し校長や副校長、主幹に権限を持たせる、そして同時に責任も持たせる。そうしたことのために管理職を資格化していく。こんなことも必要かなと思っております。

先ほどらい、スクールアドバイザーとかいろんな話がありましたので、そこはしっかり皆さんの意見を入れて法整備をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○鎌田座長 どうぞ。

○大竹委員 私は、今、貝ノ瀬委員から出た意見には大賛成でございます。ぜひともそういった方向で御検討いただきたいというのが1点。

2点目は、今、遠藤先生から出た話なのですが、きょう、資料の中に、私はオランダのいじめ対策の例としてシチズンシップ教育「ピープルスクール」を入れております。これは幼稚園児・小学生に暴力に頼らず、争いごとを解決するスキルを身に付けさせることで、自身で問題解決するよう責任を持たせるものです。今、八木委員からも出ましたけれども、北欧、アメリカ、全世界でいじめの問題というものはあるわけでありまして、日本だけの問題ではありません。ですから、いろんな国々がいろんな苦勞をしてここまで作り上げているものは、我々も大いに参考にさせていただきたい、以上の2点を申し上げておきたと思います。

○鎌田座長 ありがとうございます。

川合委員、どうぞ。

○川合委員 何回も出てきたかもしれませんが、対処するときに1人の担任に責任を持ってもらうという制度には限界があると思います。やはり横展開して開かれた教室、開かれた学校、このまとめていただいたリストの中にはコミュニティースクール科という文言がございますけれども、これを真剣にやっていく必要があるのではないかと思います。

先生は多分幾らいても足りない状況になってくると思います。一方で、我が国は少子高齢化の典型的な社会でございますので、意外とリタイアされた方の中にエキスパートズを持っている方が近所に歩いてらっしゃるのではないかと。そういう方たちをうまく取り込んで、そして、その技量も使って新しいコミュニティーの学校のあり方を考えるのがこ

れからの1つのポイントになるのではないかと思います。

やはり1人の先生に全てを任せるといふには、どう考えても限界がございますので、なるべく多くの先生たちが多くの社会の人たちが一緒になって物事を解決する、たくさん目がある、おてんとうさまは社会の一人一人の目であるという展開がこれから大事になるのではないかと思います。

○鎌田座長 ありがとうございます。

時間の関係もございますので、次の体罰、資料1では5. に御意見をまとめてございますが、体罰の問題についても御議論いただければと思います。

では、貝ノ瀬委員、どうぞ。

○貝ノ瀬委員 体罰につきましては、やはり学校教育法で禁止されているわけですので、もうそこからは出発することにならなければいけないと思います。ですから、これを機会に金輪際体罰は根絶する、そこから出発。場合によっては状況によっては許されるかもしれないところから出発するのではなくて、だめだということから出発する。そうすると、その指導はどういうふうに工夫したらいいかということになってくるわけで、それを教育専門職は本当に死に物狂いでそれを模索してもらおうということが大事だと思います。

今はスポーツ科学などもちゃんと発達しておりますので、欧米などはそういうことは常識になっているわけで、そういう意味で、日本もこれを機会にきっぱりと体罰なしでということを出発するべきだと思います。ですから、いじめの問題とごっちゃにしないとしたほうがいいと思います。

○鎌田座長 ありがとうございます。

全体を通じての御意見もお伺いしておきたいと思います。この資料1は、今、個別に御議論いただきましたように、1. から5. までに分けてございますけれども、1が道德教育の問題、2が法律の制定の必要性の問題、3、4がいじめを生じさせないようにする、いじめの兆しがあればその芽をつむ、いじめがあった後の事後的な対応をしっかりとするという柱にして、5に体罰の問題を置いて、いじめの問題と体罰の問題は少し別だと整理しています。それぞれの内容につきましては、最大公約数中の最大公約数で非常に抽象的なものをタイトル的に掲げてございますけれども、こういった方向性で御議論をまとめることについても御意見がございましたらお伺いしたいと思いますので、御自由に御発言ください。

八木委員、どうぞ。

○八木委員 体罰についてなのですけれども、平成19年2月5日の初等中等教育局長通知があります。その中で正座、直立等、特定の姿勢を長時間にわたって保持させるということが体罰の概念の中に入っておりますが、私はこれはやや厳しいと考えております。長時間というのがどれぐらいなのかがわかりませんが、正座が体罰ということであれば、伝統的な指導ができない、武道などはどうするのかということでもあります。

いずれにしても、学校教育法の11条で体罰は禁止されているわけですが、それが徹底されていなかったということは、この体罰禁止の問題を含めて法令順守が現場に徹底していないということのあらわれだと思います。

同時に、幾ら文部科学省が現場や教育委員会に徹底させてくださいと言っても、文部科学省自体にその権限がなければそれはできないわけですから、このあたりのところを含めて文部科学省の権限を回復強化するということも必要だと思います。

体罰の舞台となっている部活動なのですけれども、1つは、今、スポーツ行動科学の成果などもありまして、別に体罰によらなくてももしっかり指導できるということはあるわけですから、そのあたりのことを部活動を指導する教職員に研修などで徹底させるということが必要です。現状は自己流の指導を行っていると同時に、現場の話を聞きますと、部活動の指導が相当負担になっているそうです。美術の先生が、体格がいいだけで柔道部の顧問をさせられて困っているという話も最近聞きました。本来の教職員の仕事である教科指導や生徒指導、そういったところに専念できるように、部活動の指導のあり方というものも見直していく必要があるかと思っています。

○鎌田座長 富田議員、何か御発言はございますか。

○富田衆議院議員 法整備について遠藤先生のほうから自民党の状況の御説明がありましたけれども、まだ試案だということなのでもう一度練り直そうと思うのですが、先ほど来、先生方から御意見がありました。いじめの定義自体がなかなか今の文科省の定義では現場で起こっていることを全部拾いきれないのではないかと。貝ノ瀬先生から御指摘があった早期発見が一番大事なところは間違いないので、あと加戸先生のほうから、疑わしきは警察に通報というのは、1つ方法として考える必要があるなど。

児童虐待防止法のときに、おそれのあると思ったときに通報という義務を何回目かの修正で入れたのです。これは法制局からはだめだと言われました。客観的に判断できないではないか。ただ、これを入れたことによって、氷山の下に埋もれていたものがどっと出てきたといった意味で加戸先生の指摘は参考になるなど。これをどういうふうに条文上拾っていくかというのをこれから検討する必要があるかと思っていますので、そういったことを自民党の皆さんと一緒にきちんとやっていきたいと思っていますし、八木先生が言われた国としていじめはもう絶対だめなのだという宣言、私はぜひ総理にやっていただきたいなと思いますし、ここをどう発信していくかでこれからの流れは変わっていくのではないかなと思っています。

○鎌田座長 それでは、鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員 いじめもそうなのですけれども、体罰はありとあらゆる学校のありとあらゆるクラブで多発発生しているのかなと思っています。ただ、思っているのですけれども、その体罰の範囲が明確でない、ここまでだったらいいだろうと、ここはだめだと、そこがはっきり線引きしていないから、黒から白まで限りなく不透明になっているということで、体罰は数年前の教育再生会議で、あと文科省が非常に取り組まれてすばらしいも

のが出たわけですね。国民とか学校に対して全部指導しているはずですが、あれだけ徹底したものをやっても今回のような事件が発生しているということは、やはり国民の中に体罰をどうしても容認している風潮がある。

それが特に強く感じたのは、橋下さんが、いや最初は体罰は必要だと思っていたけれども、やはり違うなどということを非常に軽く言ったわけですが、体罰がだめだということがはっきりと現場に伝わっていない。これがこのままでいったら、また数年たったら同じような形で体罰が繰り返される。学校教育法の規定というのは一体何なのだろうと言いながら、私などは毎日朝言うわけです。繰り返し言わなければだめなのです。繰り返し繰り返しと事件が起こったから言うのではなくて、家庭を巻き込まないとだめです。家庭で日常的に暴力を受けているような子は、だんだん暴力的な行為に走るわけですし、暴力をある意味では肯定してしまう。こういった形で非常になくならない日本の精神的な風土があるのではないかなと思って、ぜひそれを政治の力で改めていただければありがたいと思っています。

○蒲島委員 きょうの議論でも感じたのですが、いじめ・体罰の問題には2つの面があって、1つは長期的な展望、もう一つは短期的にできること、この2つはきちっと分けて考えたほうがいいと。その長期的な方で道德の問題が出てきたと思うのですが、それも1つだろうし、私は子供たちの内在的な発展を考えたときに2つのものが重要だと思っています。1つは、社会にたくさん参加すること。祭でも体育祭でも学芸会でも何でもいいのですが、この体験とか参加と機会がとても失われているような気がするのです。今、学校現場では忙しすぎるかもしれませんけれども、それが大事かと。

もう一つは、自分で体験しないことは読書で体験して得ていくしかありませんので、読書の奨励。この2つも長期的な展望の中にあればいいと思っています。

○鎌田座長 武田委員、どうぞ。

○武田委員 私自身、大変厳しい監督に指導を受けていた一人としてなのですが、ぜひ大阪市の問題でも柳本元女子バレーの監督が就任なさって、御自身も御発言がありましたが、以前は体罰をしていた。そして、体罰は能力の向上にはつながらないことに気づき、また新たな御自身の指導法を確立したことによって選手の能力が飛躍的に伸びたとおっしゃっていると思うのですが、トップアスリートを育てた方の中にたくさんそういう方がお見えになります。例えばマラソンの小出監督とか、高橋尚子選手をほめて伸ばすという手法だったのですが、以前はそうではなかった。あとはソフトボールの宇津木妙子監督も本当に厳しくされていたのですが、むしろ事が大きくなりますが、日本人はほめ方がすごくへたくそだと思います。なので、宇津木監督も、そして私の監督も、ほめ方のほうが難しい。ほめてしまったら、選手が慢心してそこから向上しないという精神にもなるから、ほめてしまうほうが今の瞬間いいのだろうかという躊躇があったという話もありましたが、それについて経験を重ねられて、ほめて伸ばすということも確立されたので、ぜひ学校の現場に、そういう経験者の方々のお話を聞く研修の場をつくられたらいい

かがかなと思いました。

○鎌田座長 総理のこの後のお時間の関係もございまして、それぞれ1分ずつお願いします。

では、佐々木委員と河野委員までで御発言を終了させていただきたいと思いますが、よろしいですか。

○佐々木委員 体罰、いわゆる権力と腕力による指導が生み出すのは、指導者や教育者が生み出す結果であって、生徒や選手の結果ではないと思います。また、それは教育効果でもないはずで、教育という現場であれば、なぜ体罰というものが容認されるのか、全く私にはわかりません。教育であれば、まさしくやってはいけないことの最たるものではないかなと思います。

例えば全然適切ではないかも分かりませんが、サービス業でレストランをされていてお客さんが騒いでいると平手打ちでビンタするなどはあり得ないわけで、なぜ教育現場ではそういったことが許容されるのか。体罰とは、教育という名のもと、大きな技術的な未熟さから来ているものだと思います。

以上です。

○河野委員 ありがとうございます。学校現場において、一部児童生徒によっては繰り返し粘り強く指導を行っているにもかかわらず、教職員に対して反抗的な態度や挑発的な態度をとったり、暴言や暴力に及んだりして、非常に対応に苦慮しているという学校もあります。そうした中で、体罰によることなく教職員が委縮せず、毅然とした態度で組織的に指導できる1つの方策として、子供たちにしっかりと「してはいけない」という決まり「規律規定」を示すことと、教職員が問題行動の程度に応じた指導方法や指導体制を明確にした「指導基準」を示すことで教職員間の指導に差が生じることがなくなるとともに、家庭や地域に周知することで学校の指導に理解を得ることができるのではないかと考えます。

以上です。

○鎌田座長 ありがとうございます。発言を急かしてしまいまして申しわけございません。

これまでいろいろと御意見をいただいたところでございますけれども、総理から一言御感想をいただければと思います。

○安倍総理 きょうは大変短い時間ではございましたが、有意義な議論をしていただいたと思っております。いじめについては、与党においていじめ防止対策基本法のようなものを策定していくということを既に決めておりますが、今回御議論いただいたことも参考にさせていただきながら法整備を進めていきたいと思っております。

しかし、いじめと体罰は別の話なのだろうと思うのですが、体罰の中でも教室の中の指導と部活動でのコーチあるいは監督の体罰というのはやや違うのだろうと思います。先ほど八木先生からあったのですが、教室における指導において、例えば学校の教室の中で立たせるのがいいのかどうかということなのでしょうけれども、ある程度の基準をつくって

おかないと、先生の指導が全部体罰のカテゴリーに入ってしまうという問題もあるのだろうと。学級が、例えば授業の体制を維持できないという状況になったときに、その子1人に立っていなさいということが果たしてどうなのかということも、その後に与える影響というのもあるのでしょうけれども、それは今の段階では、例えば18年度は体罰に入ったのかな。

○八木委員 19年、安倍内閣です。

○安倍総理 19年で安倍内閣のときだったね。あのときいろんな議論もあったのです。それと運動部での体罰的な雰囲気ということについては、先生の指導ではなくて、先輩、後輩の中でも殴ったりということはめったにないかもしれませんが、しかし、そこで何ををもって体罰とするかということについても議論しておく必要があるのではないだろうか。例えばその活動に遅れた人に対して、ではグラウンド5周しろと言ったことが果たして体罰なのかどうかということも含めて議論しておかないと、現場の指導が非常に混乱する危険性もあるのではないかなと考えます。

あと最初の道徳については、第一次安倍政権のときに教育再生会議において教科として授業時間を確保することが提言されたのですが、教科にならなかったものですから、教科化も含めてもう一度検討していく必要があるのだらうと思います。ちょうどあのとき私は質問されましたね。野党から質問されて、あなたに道徳を説く資格があるのかという質問がございまして、私はこう答えたのです。私は確かに至らない人間でありますけれども、至らない人間である私でも子供たちに道徳を説く義務はあるのではないかということをしあげたのですが、これは資格ではなくて大人の義務なのではないのかなと思います。

ただし、教育基本法においては、学校教育、社会教育プラス新しく家庭教育ということをしつかりと位置づけていますので、これはやはり学校教育と家庭教育と社会教育、3つがそろわないとなかなか乗り切れないのではないかなと、このように思います。どうもありがとうございました。

○鎌田座長 ありがとうございました。

本日いただいた御意見をもとにいたしまして、座長の私のほうで皆様とも相談させていただきながら、いじめ・体罰に関する提言（案）を作成したいと考えております。具体的な今後の進め方としましては、2月下旬を目途に調整しております第3回会議までに、提言（案）について委員の皆様御意見を個別に頂戴しながら、提言（案）をまとめさせていただいて、第3回会議の冒頭にその提言（案）を最終的に御確認いただく。その上で、総理に提出をさせていただく。このような進め方にしたいと思っております。

したがって、委員の皆様におかれましては、第3回会議までの間に提言（案）取りまとめに向けてさまざまなお願いを申し上げることになるかと思いますが、何とぞ御協力賜りますようお願いいたします。

本日も皆さんにできるだけ御発言いただこうと思ひまして、皆さん方の御意見を個別に取りまとめることはしておりませんでしたけれども、それを取りまとめたものをまた委員

の皆様方に御確認いただくということで提言（案）の素案を作成させていただき、そういう作業に移らせていただきたいと思います。

最後に、下村大臣より一言いただきたいと思います。大臣、よろしく申し上げます。

○下村文部科学大臣兼教育再生担当大臣 本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして、また活発な御議論をいただきまして、まことにありがとうございました。

私の知っている限り、この官邸では毎日いろんな会議が行われておりますけれども、安倍総理が90分、最初から最後までおられるのは、この教育再生会議だけではないかと思えます。それだけ大変総理も先頭に立って熱心に取り組み、そして安倍内閣においては経済再生とこの教育再生が内閣の最重要課題、テーマということでございますので、今後ともぜひ委員の皆様方の御協力をいただきたいと思います。

体罰の問題に関しては、お手元にも資料を配付させていただいているかと思いますが、私のほうで2月5日に今般の女子柔道における問題について、スポーツ界を挙げて対応する必要があることから、「スポーツ指導における暴力根絶に向けて」というメッセージを発表させていただきました。国民の皆様、そしてスポーツにかかわる全ての皆様の御協力をお願いしているところでございまして、こういうことをきっかけに、ぜひスポーツ界における暴力を一掃するという決意を持ってこれから進めていくことが必要であると思えます。

また、先ほどからも御議論がありましたが、いじめと体罰の問題、これは言葉の定義の問題もございまして。そしてぜひできたら今月中に第3回の教育再生実行会議を開いていただき、そのときに提言取りまとめをしていただき、既に各党で議論もしていただいているところでございますけれども、今国会でいじめ防止のための法制化を必ず成し遂げることによって、国が法律を定める、そのことによってしっかりとした対応をする。その前に文部科学省にしても、いじめと体罰の定義については明確にする必要があり、それが明確にならないとなかなか難しいこともあると思えますので、これもあわせて今省内で対応をしていきたいと思っております。

また、その後は、このいじめ問題に関連して、教育委員会のあり方について御議論をしていただきたいと思えます。この教育委員会のあり方については、法制化については政府として来年の通常国会に出す。来年の通常国会に教育委員会の抜本的な改革案を出すためには、中央教育審議会に諮問する必要があると思えます。中央教育審議会に諮問をして審議をしていただくためには半年間ぐらいの議論をしていただく必要があるということでございますので、ぜひ教育再生実行会議の中において、このいじめ問題、次回で提言を取りまとめいただいたら、すぐ教育委員会のあり方について御議論していただきながら、できたら3月、4月のうちに教育委員会の抜本的なあり方の方向性について、ぜひこの会議で議論いただいて、それをもとに中央教育審議会に御議論していただければと思っておりますので、これもスピーディな対応をお願い申し上げたいと思えます。

その後は大学教育の質、量ともに高めるためにどうしていったらいいか。大学教育その

ものが結果的に高校以下の教育にも大きく影響しますので、そういうスピード感を持って、なおかつ拙速でない形で、今日のように充実した会議をこれからもお願いしたいと思しますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○鎌田座長 どうもありがとうございました。

それでは、本日の第2回「教育再生実行会議」は、これで閉会とさせていただきます。第3回は2月下旬をめどにして調整をいたしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。本日は、御多忙のところ、大変有益な御意見をお出しいただきまして、まことにありがとうございました。

総理、ありがとうございました。

○安倍総理 どうもありがとうございました。